

令和7年（2025年）4月27日執行

日 光 市 長 選 挙

指 定 病 院 等 に お け る 不 在 者 投 票 の 手 引

日 光 市 選 挙 管 理 委 員 会

は し が き

この手引は、令和7年4月27日に行われる日光市長選挙（以下「市長選挙」という。）における指定病院（介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設、指定保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所（以下「指定病院等」という。）に入院加療中の者、入所中の者等で、今回の選挙の選挙権を有する者（以下「選挙人」という。）が指定病院等において行う不在者投票の方法及び当該不在者投票に関し指定病院等において処理していただく事務について記述したものです。

本手引をご熟読いただきますとともに、ご不明の点については、お気軽に選挙管理委員会にお問合せいただき、適切に不在者投票の事務を取り扱われますようお願いいたします。

令和7年4月吉日

日 光 市 選 挙 管 理 委 員 会

目 次

第1	指定病院等における不在者投票の概要	1
1	一般的事項	1
2	不在者投票に関する事項	1
(1)	指定病院等で不在者投票ができる者	1
(2)	不在者投票のできる期間等	2
(3)	投票用紙等	3
第2	不在者投票管理者の職務等	3
1	不在者投票管理者とは	3
2	不在者投票管理者の主たる事務	4
3	不在者投票管理者の留意すべき事項	4
4	指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者	4
第3	指定病院等における不在者投票事務の流れ	5
第4	指定病院等における不在者投票の方法等	7
1	選挙人に対する周知	7
2	投票用紙等の請求	7
3	投票記載場所の設備	11
4	不在者投票	13
5	投票の送付	17
6	汚破損及び残余の投票用紙等の処理	18
第5	その他	18
1	選挙公報	18
2	経費の請求	18
3	各種様式について	19
別記様式1	〔不在者投票用紙等請求依頼書〕	20
別記様式2	〔投票用紙等請求書（投票事務処理欄記載例）〕	21
別記様式3	〔報告書（兼請求書）〕	22
(図1)	不在者投票用封筒（外封筒）（例）	23
(図2)	送致用封筒（投票用封筒を郵送又は送致するための封筒）（例）	23
お知らせ（原稿）		24

※文中、年号の表記のない月日については、「令和7年」を省略したものです。

第1 指定病院等における不在者投票の概要

1 一般的事項

	告示日	不在者投票が できる期間 及び時間	選挙期日 (投票日)	投票ができる選挙人
市長選挙	4月20日 (日)	4月21日(月) ～ 4月26日(土) 上記の間毎日 午前8時30分 ～午後5時 (土曜日と同じ)	4月27日 (日)	①選挙期日(4月27日)において、日光市に引き続き3箇月以上住所を有する年齢満18歳以上の者で、日本国民である者 ②平成19年4月28日以前に生まれた日本国民で、日光市に現に住所を有し、令和7年1月19日以前にその者に係る日光市の住民票が作成され(転入者については、1月19日以前に転入届がなされ)、引き続き3箇月以上住民基本台帳に登録されている者

2 不在者投票に関する事項

(1) 指定病院等で不在者投票ができる者

① 今回の選挙において、指定病院等の長(不在者投票管理者)が入院(所)

中の選挙人の依頼により、選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒(以下「投票用紙等」という。)を請求し、当該指定病院等の中で選挙人が不在者投票をすることができるのは、次の場合です。

ア 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等の所在する投票区と異なる場合

イ 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等(刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。)の所在する投票区と同じ場合は、次のいずれかに該当する者に限られます。

(ア) 選挙の当日、歩行が困難であると見込まれる者

(イ) 選挙の当日、投票区外に外出すると見込まれる者

(ウ) 選挙の当日、職務若しくは業務に従事すると見込まれる者、あるいは冠婚葬祭の主宰、親族の冠婚葬祭への出席が見込まれる者

(行き先は投票区の内外を問わない。)

ウ 選挙人が、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所にある場合

② 指定病院等に入院(所)中の選挙人は、①によるもののほか、次の方法のいずれかでも不在者投票を行うことができます。

ア 選挙人が自ら、指定病院等の長を不在者投票管理者として不在者投票を行う旨申立てて、市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)の委員長(以下「市委員長」という。)に投票用紙等を請求し、当該指定病院等の中で不在者投票を行う方法

この場合、選挙人は、不在者投票を行う際に、指定病院等の長(不在者投票管理者)に対し、不在者投票証明書の入った封筒(市委員長が投票用紙等とともに交付する。)を提出する必要があります。

この方法による場合は、指定病院等の長の事務が異なることとなりますので、できる限り①の方法により行うよう選挙人を指導することが適当です。

イ 選挙人が自ら、市委員長に投票用紙等を請求し、現に所在し若しくは居住する市町村選挙管理委員会の委員長を不在者投票管理者として不在者投票を行う方法

ウ 選挙人が、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者で、かつ、その障害の程度が一定以上の者又は介護保険の被保険者証に要介護５として記載されている者が「郵便等投票証明書」の交付を受けている場合で、郵便等による不在者投票を行う旨、市委員長宛て申し出て投票用紙等を請求し、その現在する場所で投票用紙に記載し、自ら郵便等で、市委員長に投票用紙等を送付する方法

(2) 不在者投票のできる期間等

① 指定病院等における不在者投票のできる期間は、第１の１のとおりです。

② 投票用紙等の請求は、不在者投票開始日(４月２１日)前においてもできますので、あらかじめ準備をしておき、早めに請求してください(特に請求者が多い施設につきましては、投票用紙の準備等に時間を要しますので早めの請求を

お願いします。)

ただし、市委員長が投票用紙等を直接交付するのは不在者投票開始日（４月２１日）以降（郵送の場合には、当委員会の定める日以降）となりますので留意してください。なお、不在者投票開始日（４月２１日）前に投票用紙等が郵送された場合であっても、不在者投票を行う日は、不在者投票開始日（４月２１日）以降に設定しなければなりません。

- ③ 投票の済んだ不在者投票は、指定病院等の長から市委員長に送致又は郵便等（速達や書留、交付記録郵便（いわゆるレターパック））によって送付することになります。なお、送致等を受けた市委員長は、当該投票を選挙期日（４月２７日）の投票所閉鎖時刻までに選挙人の属する投票区の投票所に送致しなければなりませんので、送付の際には選挙の期日の前日（４月２６日）までに市委員長に届くよう努めてください。

（３） 投票用紙等

- ① 投票用紙等の用紙の色及び刷色は次表のとおりです。

	投票用紙	刷り色	外封筒・内封筒	刷り色
市長選挙	ウグイス色	黒	(外封筒)ウグイス色 (内封筒)クラフト	黒

- ② 不在者投票用封筒は、内封筒と外封筒の二重制となっていますので注意してください。

第２ 不在者投票管理者の職務等

１ 不在者投票管理者とは

病院及び介護医療院にあつては院長が、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所にあつては当該施設の長が、労役場及び監置場にあつてはその施設が附置された刑事施設の長が、留置施設にあつては留置業務管理者が不在者投票管理者となります。ただし、指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の院長、施設長等が、候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることはできません。

2 不在者投票管理者の主たる事務

- (1) 不在者投票に関する手続きの全てについて最終的な決定をします。
- (2) 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、第3及び第4に掲げる事務等の全般を管理執行します。

3 不在者投票管理者の留意すべき事項

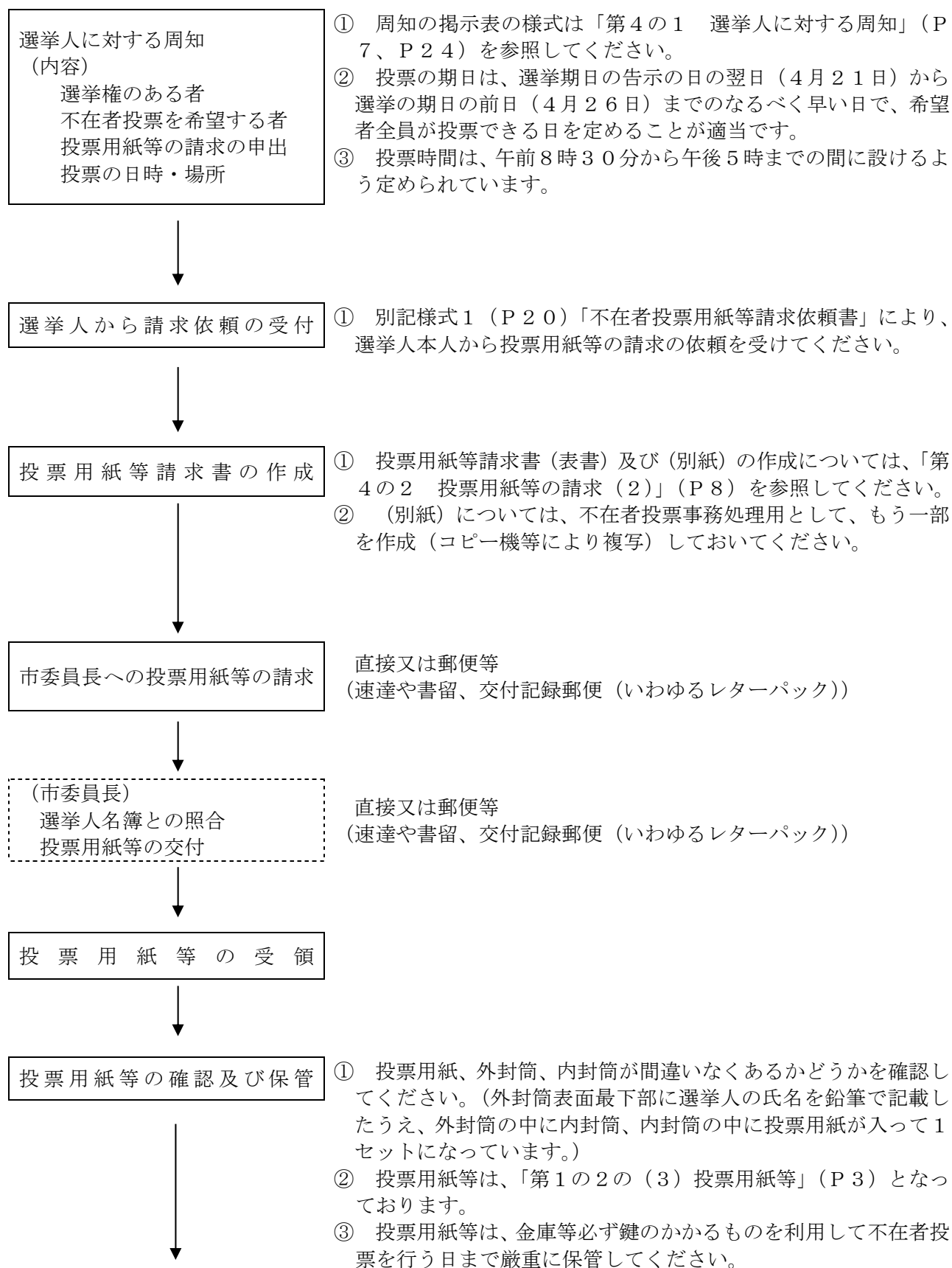
不在者投票の管理執行に当たっては、次の事項に留意し、公正かつ適切な事務処理を行ってください。

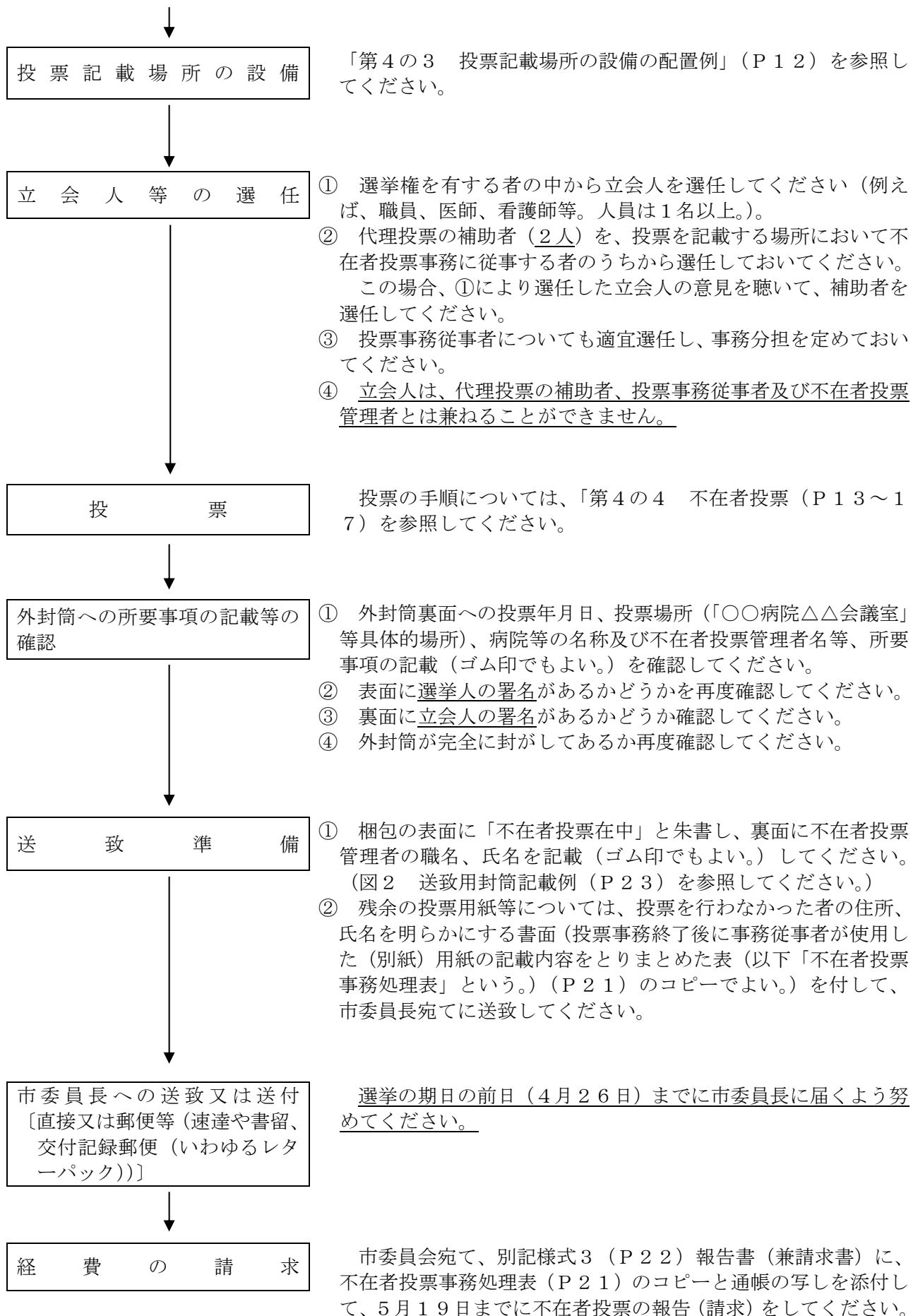
- (1) 不在者投票管理者は不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をしてはならないことになっていますので、特に注意してください。
- (2) 不在者投票は投票日の前に選挙人に投票させる制度ですので、特にその扱いは慎重にし、あらかじめ担当事務全体の処理について計画を立て、最も適切に事務の処理ができるように検討してください。
- (3) 事務の管理、執行に当たっては、投票の秘密保持を期することはもとより、絶対に選挙人に威圧を加えるようなことのないようにしなければなりません。
- (4) 不在者投票管理者、立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪等が適用されますので、これらの罰則に触れることのないように留意してください。

4 指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者

指定病院等の長が候補者となった場合、外国人である場合、事故により欠けた場合等においては、病院及び介護医療院にあつては院長、介護老人保健施設施設、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所にあつては当該施設の長、労役場、監置場にあつてはその施設が附置された刑事施設の長又は留置施設にあつてはその留置業務管理者の職務を代理する者が、不在者投票管理者となります。

第3 指定病院等における不在者投票事務の流れ





第4 指定病院等における不在者投票の方法等

以下の記載は、指定病院等の長が選挙人に代わって投票用紙等を請求し、不在者投票を行う場合についての具体的な手続を、主として記述したものです。

1 選挙人に対する周知

- (1) 指定病院等に入院（所）中の選挙人に対して、不在者投票の周知を図ってください。この際、告知文書を作成し（P 24に原稿を添付しましたので、必要に応じ拡大複写して所要事項を記入の上、利用してください。）、院（所）内の適当な場所に何箇所か掲示するなど、適当な措置を講じてください。

なお、入院患者（ショートステイを含む入所者）以外の者（例えば、医師、看護師、職員、付添人、通院（所）者など）は、この不在者投票はできませんので、注意してください。

- (2) 投票の期日は、4月21日以降のなるべく早い日で希望者全員が投票できるような日を設定することが適当です。
- (3) 投票の時間は、午前8時30分から午後5時までの間に設けるように定められています。

2 投票用紙等の請求

- (1) 選挙人から指定病院等の長に対して行う投票用紙等の請求依頼

選挙人は、選挙の当日（4月27日）、第1の2の（1）「指定病院等で投票ができる選挙人」（P 1～2）に該当する場合には、当該指定病院等の長に対して投票用紙等の請求を依頼できます。この依頼は、別途配布する不在者投票用紙等請求依頼書（P 20参照）に、選挙人本人に住所・氏名等を記載させることにより行うものです。点字投票該当者（4の（3）②「点字投票」（P 15～16）参照）又は代理投票該当者（4の（3）③「代理投票」（P 15～16）参照）については、選挙人の依頼に基づき病院事務局等で記載しても差支えありません。ただし、この場合は代理記載の旨及び代理記載をした者の氏名を請求依頼書の余白に記載してください。

また、点字で投票しようとする場合は、その旨申し立てることになっていきますので、不在者投票用紙等請求依頼書中の「有」を○で囲ませ、又は囲みます。

なお、この請求依頼書は市委員長に送付の必要はありません。ただし、選挙の後も、投票用紙等請求書（別紙）の用紙による不在者投票事務処理表（４の（４）「投票の事務処理」（Ｐ１６～１７）参照）と併せて、当分の間保存してください。

（２） 指定病院等の長が行う市委員長への投票用紙等の交付請求

指定病院等の長は、選挙人から（１）の請求の依頼を受けたときは（選挙人の属する投票区が指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区と同じ場合は、第１の２の（１）①イ（Ｐ１～２）に該当する者に限る。）、直ちに市委員長に対し、交付された投票用紙等請求書（記載例（Ｐ９～１０）参照）により、直接又は郵便等（速達や書留、交付記録郵便（いわゆるレターパック））によって投票用紙等の交付を請求してください。

※ 投票用紙等の請求を申し出ながら、選挙人に事情等により投票をしなかった選挙人の投票用紙等は、市委員長に返還することになりますが（６の（２）（Ｐ１８）参照）、返還が極力発生しないよう、選挙人から請求の申出があった際に投票の意思を十分確認の上、請求するようにしてください。

【投票用紙等請求書の記載要領】

- ① 別途配布する投票用紙等の請求書用紙は、「投票用紙等請求書」（表書）及び「（別紙）」（請求依頼をした投票人の氏名等の記載用紙）の２種類です。
- ② 請求書用紙は９～１０ページの「記載例」の要領で記載してください。
- ③ 点字投票の申立ての依頼を受けた場合には、この請求書の「（別紙）」の「点字」欄に○の記号を記載して請求してください。
- ④ 「投票用紙等請求書」（表書）用紙１枚（市委員長宛て）及び「（別紙）」用紙（所要枚数）をとじてください。
- ⑤ 「（別紙）」用紙については、不在者投票事務処理用として、もう１部を同時に作成（コピー機等により複写）しておいてください。

（注）（別紙）用紙については、不在者投票事務処理表を兼ねる様式になっています。市委員長に対し投票用紙等を請求する際には、（別紙）用紙の「投票事務処理欄」の部分は空欄のままとなります。

(記載例)

投票用紙等請求書

別紙記載の選挙人（**甲野太郎** ほか **4** 名）は、令和7年4月27日執行の **日光市長選挙**

の当日、当 **病院** にあるため、当 **病院** において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別紙記載の選挙人に代わって、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和**7**年**4**月〇〇日

- 6 -

〔所在地〕	〇〇市〇〇1丁目1番1号
〔病院等の名称〕	山 川 病 院
	電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
〔病院長等の職・氏名〕	院 長 山 川 一 郎 <u>※押印不要</u>
〔請求書作成者の職・氏名〕	総務課長 乙 野 二 郎

日光市選挙管理委員会委員長 中 野 至 様

(別紙)

〔指定病院等名称〕 山 川 病 院

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名 生 年 月 日	点 字	投票を希望する選挙
日光市〇〇町〇〇番地	甲 野 太 郎 明・大(昭)平 14・6・5		市 長 選 挙
日光市〇〇町〇〇番地	大 山 花 子 明・大(昭)平 16・2・24		市 長 選 挙
日光市〇〇 〇丁目〇番〇号	山 田 一 郎 明・大(昭)平 23・12・3		市 長 選 挙
日光市〇〇 〇丁目〇番〇号	乙 山 一 男 明・大(昭)平 58・11・10		市 長 選 挙
日光市〇〇町〇〇番地	小 川 一 子 明・大(昭)平 10・6・12	○	市 長 選 挙
以 下 余 白	明・大・昭・平 . .		市 長 選 挙

(注) 選挙人から、公職選挙法施行令第50条第3項（点字による投票）の申立ての依頼があった場合は、「点字」欄に○の記号を記載してください。

No. 1

[illegible]

- (3) 市委員長は、指定病院等の長から2の(2)の請求(P8)を受けた場合は、選挙人名簿と対照し、当該選挙人について不在者投票の事由があると認めたときは、直ちに投票用紙等を指定病院等の長に直接交付し、又は郵便等(速達や書留、交付記録郵便(レターパック))により送付します。選挙の期日の告示の日以前に請求を受けたものについては、直接交付する場合は告示の日の翌日(4月21日)以後に、郵便等をもって送付する場合には、市委員会の定める日(4月19日)以後直ちに送付します。
- (4) 指定病院等の長は、市委員長から投票用紙等の交付等を受けたときは、これを厳重に保管しておき、選挙人が投票する際に投票記載場所において交付する取扱いとしてください。

形式上は、請求の依頼をした選挙人に対し投票用紙等を直ちに交付し、選挙人は投票するときに改めてこれを不在者投票管理者に提示して、何も書いてないことを確認の上、投票することになっていますが、事前に投票用紙等を選挙人に交付した場合、選挙人が投票記載場所以外の場所で投票用紙に記載するおそれがあり、その場合、当該投票は無効となってしまうので上記の取扱いとするものです。

なお、市委員長から送付された投票用紙等には、外封筒表面最下部(投票区、名簿番号、男女別記載欄の下)に選挙人の氏名を鉛筆で記載してあり、外封筒の中に内封筒、内封筒の中に投票用紙が入って1セットとなっています。

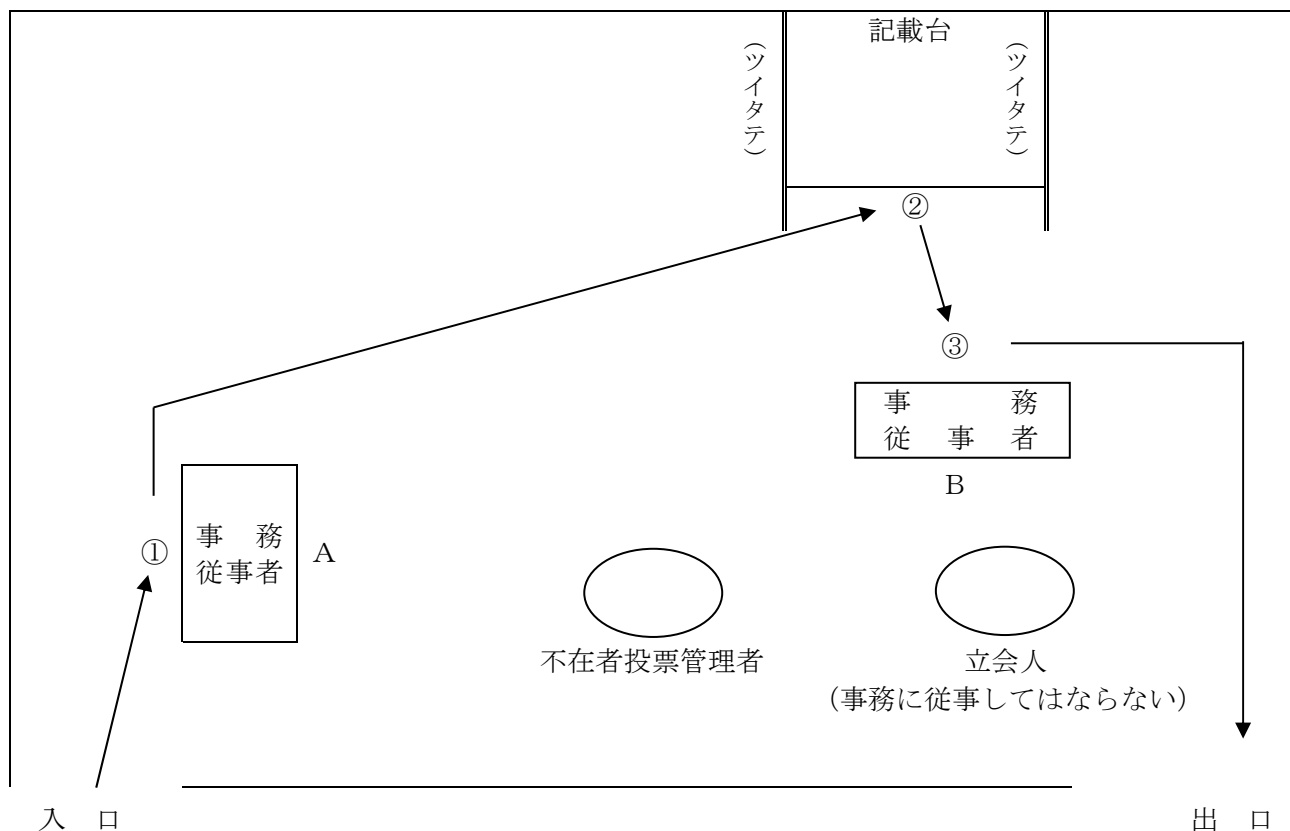
3 投票記載場所の設備

- (1) 指定病院等の長は、あらかじめ投票記載場所の設備をしておかなければなりません。

この際、投票記載場所は、投票の秘密を保持し、投票における不正手段を防止するための設備をしなければならないこととされているので、指定病院等においても、市町村における投票所の記載場所と同程度の設備をする必要があります。

具体的な配置例及び設備の際の留意事項は次のとおりです。

投票記載場所の設備の配置例



(備考) 矢印、番号及び事務従事者の記号(A、B)は、「4の(2)投票の進め方」の手順の③まで(P13～15)及び「4の(3)③代理投票」(P15～16)の表示と一致しています。

- 1 選挙人の多少により、事務従事者及び記載台の数は適宜配置してください。
- 2 記載台には、それぞれ鉛筆(3本程度)を用意してください。
- 3 記載台の前面及び側面が、外から見透せるガラス窓等である場合は、カーテン等で投票の秘密が守られるよう措置してください。
- 4 立会人は常に1名以上着席していなければなりません。また、立会人は投票事務の補助を行ってはいけませんし、代理投票の補助者となることもできません。

- (2) 指定病院等における不在者投票の場合は、投票を行う場所内に候補者の氏名等を記載したものを掲示することができないこととなっていますので、投票を行う会議室等内には、絶対にこれらの候補者の氏名等を記載した“はり紙”等を掲示しないでください。また、候補者の氏名等が記載された文書（例えば表彰状）が掲示してあるときは、あらかじめ撤去しておいてください。

なお、候補者の氏名等を確認したい選挙人がある場合には、投票を行う部屋の外で選挙公報や新聞等で確認してもらい、再度入室させるような措置を講じてください。

4 不在者投票

- (1) 立会人の選任

指定病院等の長は、選挙人が不在者投票を行うときは、必ず選挙権を有する者（日本国民で年齢満18年以上の者であればよく、当該選挙の選挙権を有する必要はない。）を少なくとも1人は立ち合わせなければなりません。

※ 不在者投票管理者（管理者が不在のため事実上管理に当たっている者を含む。）、事務従事者及び代理投票の補助者は、立会人を兼ねることができません。

- (2) 投票の進め方

選挙人は、選挙の期日の前日（4月26日）午後5時までに（なるべく早目がよい。）、指定病院等の長から、原則としてその管理する投票記載場所（3の（1）で述べた場所）において、投票用紙等の交付を受け、投票を行います。具体的な投票の進め方は次のようになります。

① 投票用紙等の交付

ア 事務従事者（A）は、選挙人に投票用紙等を交付する際に、必ず本人かどうかの確認をして、外封筒表面最下部に当該選挙人の氏名が記載されているものを交付してください。

また、交付の際には、この投票用紙には候補者1人の氏名を記載する旨を必ず説明してください。

イ 事務従事者（A）は、当該選挙人に投票用紙等を交付したときは、複写した投票用紙等請求書（別紙）の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載してください（（4）投票の事務処

理) (P 1 6 ~ 1 7 参照)。

② 投票用紙等への記載等 (記載台)

ア 投票用紙には、候補者 1 人の氏名を記載します。

イ 内封筒に投票用紙を入れ封をします。

ウ 外封筒に内封筒を入れ封をします。

エ 外封筒の表面の「投票者」欄に署名 (代理投票の場合を除き必ず自書する。) します (図 1 (P 2 3) 参照)。

※点字投票の場合は、外封筒の表面の「投票者」欄に先に点字で署名し、次いで投票用紙に点字で候補者の氏名を記載します。

③ 署名及び封の確認並びに受領

ア 事務従事者 (B) が、外封筒の署名及び封の確認をして受領します。

イ 選挙人の署名が漏れていた場合や外封筒の封がなされていなかった場合は、記載台に戻って補正させることとしてください。

ウ 投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については、必ず投票用紙等を返還させてください。

④ 不在者投票管理者に関する記載等

外封筒裏面に投票年月日、(具体的な) 投票場所並びに不在者投票管理者の職及び氏名を記載 (ゴム印等でもよい。) してください (図 1 (P 2 3) 参照)。

⑤ 立会人の署名

外封筒裏面の「立会人」欄に投票に立ち会った立会人が署名 (必ず自書する。) します (図 1 (P 2 3) 参照)。なお、この署名は、投票が済んだ後、投票を行った場所内で一括して行っても差し支えありません。

(3) 投票における留意事項

① 特に重病人で病院等内でも移動困難な者については、不在者投票管理者の管理及び立会人の立会いの上、病床等で投票させても差し支えありません。ただし、この場合には特に投票の秘密が侵されないように十分配慮してください。

② 点字投票

点字投票の申立てを行った盲人である選挙人には、点字投票用の投票用紙を交付しますが、この投票用紙は、一般の投票用紙より厚い紙を使用し、表

面に「点字投票」である旨の表示がなされています。

なお、点字投票の場合は、選挙人に、まず外封筒に点字により署名させ、次いで投票用紙に候補者の氏名を点字により記載させ、この投票用紙を内封筒に入れて封をさせ、さらにこれを先に点字で署名しておいた外封筒に入れて封をさせ、事務従事者に提出させるようにしてください。

③ 代理投票

心身の故障その他の事由により、自ら候補者の氏名を投票用紙に記載することができない選挙人は、申請により代理投票を行うことができますが、具体的な手続きは以下のとおりです。

ア 代理投票を行う旨の選挙人の申請

心身の故障その他の事由により、自ら候補者の氏名を投票用紙に記載することができない選挙人は、投票用紙等の交付を受ける際に、代理投票を行いたい旨、自ら事務従事者（Ａ）に申請します。

イ 代理投票の許容

不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて代理投票の許容（代理投票の事由があると認めて代理投票を行わせること。）の可否について決定します。
〔許容することと決定した場合には、以下ウからカまでの手順によります。
許容しないことと決定した場合には、④の手順によります。〕

ウ 代理投票の補助者への指示

不在者投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、事務従事者のうちから代理投票の補助をする者（以下、「補助者」という。）２人を定め、当該選挙人が代理投票を行う旨伝えます。

エ 投票用紙等の交付

（ア） 事務従事者（Ａ）は、補助者に対し、投票用紙等を交付します。

（イ） 事務従事者（Ａ）は、投票用紙等を交付したときは、（別紙）の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載するとともに、「代理投票補助者氏名」欄に補助者２名の氏名を必ず記載してください（「（４）投票の事務処理」（Ｐ１６～１７）参照）。

オ 投票用紙等への記載等（記載台）

（ア） 補助者２人は、当該選挙人と記載台まで同行し、選挙人が指示する１

人の候補者の氏名を1人の補助者が投票用紙に記載し、他の1人の補助者がそれを確認します。なお、選挙人に候補者の氏名を指示させるに当たっては、口頭で告げさせるのが原則ですが、選挙人の意思が確認できる限り、紙片等の提示でも差し支えありません。ただし、補助者が候補者の一覧表を示すとか、あるいは候補者の氏名を告げて、その中から特定の候補者を指示させるようなことはしてはなりません。

- (イ) 投票用紙に記載した方の補助者は、投票用紙を内封筒に入れ封をし、さらにそれを外封筒に入れて封をし、外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載し、事務従事者（B）は、これを確認の上、受領します。

カ 以下、「（2）投票の進め方」の手順④以下（P 14 参照）に同じです。

④ 代理投票の仮投票

代理投票を申請した選挙人がある場合、不在者投票管理者においてその理由がないと認めたときは、立会人の意見を聴いて、代理投票の拒否を決定することができます。

なお、次のような状況があった場合は、市委員会に照会の上、「代理投票の仮投票」を行わせることになります。

ア 不在者投票管理者が代理投票を拒否したことについて、選挙人に異議がある場合

イ 不在者投票管理者が代理投票を許容したことについて、立会人に異議がある場合

この場合は、不在者投票管理者は、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者（以下「代理記載人」という。）に外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載させるほか、外封筒の表面左下の「（代理投票の仮投票の場合の代理記載人）」欄に当該代理記載人の氏名を記載させることになります（図1（P 23）参照）。

（4）投票の事務処理

投票用紙等の請求を行った際に、不在者投票事務処理用としてもう1部作成した投票用紙等請求書（別紙）用紙を利用して次の要領で投票の事務処理

を行うとともに、投票の記録として当分の間保存してください。

- ① 「用紙等交付」欄の記載については、投票用紙等を交付した場合は、「レ」の記号を記載します（（２）の①「投票用紙等の交付」（P 1 3～1 4）及び（３）の③エ「投票用紙等の交付」（P 1 5）参照）。

なお、投票用紙等を交付しなかった場合は、「用紙等交付」欄に「交付せず」と記載します。また、投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については投票用紙等を必ず返還させ、「レ」記号を×印で抹消し、「投票月日」欄に「投票せず」と記載します。

- ② 代理投票を行った場合は、補助者２名の氏名を「代理投票補助者氏名」欄に記載します。

- ③ 代理投票の仮投票を行った場合（極めてまれなケースです。）は、②と同様に補助者２名の氏名を記載するほか、投票用紙等に記載を行った補助者（代理記載人）の氏名を○で囲んでください。ただし、通常の代理投票の場合は、この必要はありません。

- ④ 投票事務終了後、（別紙）用紙の記載内容を取りまとめた不在者投票事務処理表をP 2 1の記載例のように作成し、保存してください。

※ この不在者投票事務処理表のコピーを、投票の送付及び不在者投票の事務に要した経費の報告（請求）の際に添付していただくことになります。

5 投票の送付

- （１） 不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合は、投票用封筒（外封筒）の裏面に投票をした年月日及び投票の場所を記載（ゴム印等でもよい。）し、不在者投票管理者（指定病院等の長）の職氏名を記載（ゴム印等でもよい。）するとともに、立会人に署名（この場合は、必ず自書させる。）させてください。
- （２） 全ての投票で記載漏れがないか等再度点検した上で、不在者投票事務処理表（P 2 1）のコピーと共にさらに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中している旨を明記（「不在者投票在中」と朱書きする。）し、さらに裏面には不在者投票管理者の職氏名を記載（ゴム印等でよい。）して、直ちに市委員長に直接送致し、又は郵便等（速達や書留、交付記録郵便（い

わゆるレターパック))で送付してください(図1、図2(P23)参照)。

6 汚破損及び残余の投票用紙等の処理

- (1) 選挙人が誤って投票用紙等を汚損又は破損した場合は、市委員長に申し出て、当該汚損又は破損した投票用紙等と引き替えに、新しい投票用紙等の交付を受けてください。
- (2) 投票用紙等の請求を申し出ながら、選挙人の事情又は退院等により不在者投票を行わなかった選挙人の投票用紙等については、当該選挙人の住所及び氏名を明示する書面(不在者投票事務処理表(P21)のコピーでもよい。)を添付して、市委員長に返還してください。
- この場合、投票用紙等には決して何も記載しないでください。
- (3) 投票用紙等の請求を申し出た選挙人が、投票前に他の指定病院等に移った場合にも、投票用紙等は新しい指定病院等に回付せずに、必ず市委員長に返還してください。

第5 その他

1 選挙公報について

市長選挙に係る選挙公報は、日光市内に所在する指定病院等には4月23日の新聞に折り込まれる予定です。また、必要に応じて市選挙管理委員会のホームページで閲覧するか、市選挙管理委員会に送付を求めてください。

なお、指定病院等における不在者投票については、投票記載場所内での候補者の氏名等の掲示の制度がないので、選挙公報は投票記載場所内には絶対持ち込まないようにしてください。

2 経費の請求

経費の請求については、以下のとおりです。

- ①経費の額 1,073円/人(郵送料及び事務費相当額)
- ②提出物 ☐報告書(兼請求書)(別記様式3(P22))
- ☐不在者投票事務処理表(P21)のコピー
- ☐通帳の写し(金融機関名、口座名、口座名義(カタカナ)
 が印字されているページのみ)

③提出期限 5月19日(月)

④提出先 〒321-1292 日光市今市本町1番地 日光市選挙管理委員会

※投票用紙等を請求しても、投票しなかった者については、経費は交付されませんのでご注意ください。

3 各種様式について

請求依頼書等が不足する場合は、コピーにより複製するか、市選挙管理委員会ホームページからダウンロードしてご使用ください。

市選管 HP : <https://www.city.nikko.lg.jp/soshiki/12/2/3/1771.html>

不在者投票用紙等請求依頼書

令和 7 年 4 月 2 7 日執行の日光市長選挙について不在者投票をしたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の請求を依頼します。

令和 7 年 月 日

住 所 日光市

氏 名

明治
大正 年 月 日生
昭和
平成

不 在 者 投 票 管 理 者 様

記

点字投票の申立ての有無（点字投票を希望する者は、有を○で囲むこと。）

・ 有

(別紙)【記載例】

別記様式 2
No. 1

令和 7 年 4 月 2 7 日 執行 日 光 市 長 選 挙

〔指定病院等名称〕 山 川 病 院

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	点字	投票を希望する選挙
	生 年 月 日		
日光市〇〇町〇〇番地	甲 野 太 郎 明・大(昭)・平 14・6・5		市 長 選 挙
日光市〇〇町〇〇番地	大 山 花 子 明・大(昭)・平 16・2・24		市 長 選 挙
日光市〇〇 〇丁目〇番〇号	山 田 一 郎 明・大(昭)・平 23・12・3		市 長 選 挙
日光市〇〇 〇丁目〇番〇号	乙 山 一 男 明・大(昭)・平 58・11・10		市 長 選 挙
日光市〇〇町〇〇番地	小 川 一 子 明・大(昭)・平 10・6・12	○	市 長 選 挙
以 下 余 白	明・大・昭・平 . .		市 長 選 挙

投票事務処理欄		
立 会 人 氏 名 (海 山 太 郎)		
投票事務従事者氏名 (青 山 みどり ほか 2 名)		
市 長 選 挙		代 理 投 票 者 氏 名
用紙等交付	投 票 月 日	
レ	4 月 2 4 日	
レ	4 月 2 4 日	乙 川 二 郎 甲 山 三 郎
レ	投票せず	投票用紙を交付したが、投票を行わなかった場合
レ	4 月 2 4 日	乙 川 二 郎 甲 山 三 郎
交付せず		

(注) 選挙人から、公職選挙法施行令第 50 条第 3 項 (点字による投票) の申立ての依頼があった場合は、「点字」欄に○の記号を記載してください。

代理投票補助者氏名への○印は、P 1 6 ～ 1 7 に記載のある、「代理投票の仮投票」を行った場合のみ記入してください。(それ以外の場合は、○印は記入しないでください。)

報 告 書 (兼 請 求 書)

金 _____ 円也

ただし、令和 7 年 4 月 2 7 日執行の日光市長選挙における不在者投票事務に要した郵送料及び事務費

(1 , 0 7 3 円 × 不在者投票人数 _____ 人)

内訳は別紙のとおり

上記のとおり報告 (請求) いたします。

令和 7 年 _____ 月 _____ 日

日 光 市 長 様

病院等の名称

所在地 (〒 _____)

病院等の長の職氏名

印

(電話 _____ (_____) _____)

※ 支払金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店

<フリガナ>

口座名義

口座番号 _____ 普通・当座 _____ 番

報告担当者 職 ・ 氏 名	
------------------	--

(注 1) (別紙) 用紙による不在者投票事務処理表のコピーを併せて添付してください。

(注 2) 病院等の名称・所在地等は、必ず正式名称等を記入してください。

(注 3) 支払金融機関名等は、必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。

また、口座名義にはフリガナを付してください。

なお、振込先の確認のため、通帳の写し (金融機関名、口座番号、口座名義が印字されているページのみ) の添付をお願いします。

(図 1)

不在者投票用封筒（外封筒）（例）

表	裏						
令和 7 年 4 月 2 7 日 執行 日光市長選挙 不在者投票 (外封筒) (代理投票の仮投票の場合の代理記載人 注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。) 投票者 甲野太郎 <table border="1" style="width: 100%; height: 30px; margin-top: 10px;"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 日光市選挙管理委員会之印							投票年月日 令和 7 年 4 月 24 日 投票場所 山川病院第一病棟第一会議室 不在者投票管理者 選挙管理委員会委員長 山川一郎 立会人 海山太郎 必ず本人に書かせること (署名)

代理投票の仮投票を行った場合のみ記載する。(※代理投票の場合は記載しない。)

(手引き (P 1 6) 「④代理投票の仮投票」 参照)

代理投票の場合は、投票用紙に候補者名を記載した補助者が「選挙人」の名前を書くこと。

(図 2)

送致用封筒（投票用封筒を郵送又は送致するための封筒）（例）

表	裏
速 達 切手 3 2 1 - 1 2 9 2 日光市今市本町一番地 日光市選挙管理委員会委員長 様 「不在者投票在中」 朱書すること。 〔郵便によらない場合も〕 必ず記載すること。	不在者投票管理者の職・氏名を 記入 (ゴム印可) すること。 〇〇市〇〇一丁目一番一号 山川病院院長 山川 一郎

お 知 ら せ

当 ちは、公職選挙法の定めるところにより入 中の方の
申し出により当 内で不在者投票ができることになってい
ます。

つきましては、来る4月27日に執行されます日光市長選挙の
不在者投票を次により行いますので、当 内で不在者投票を
希望される入 の方は事務局まで申し出てください。

一 投票日時

令和7年4月 日（ ）

午 時 〃 午 時

二 場 所

なお、右記の投票日以外でも申出により不在者投票をすること
はできますが、事務の処理上、できる限り右記の日時に投票され
るよう御協力ください。

また、投票所内には候補者の氏名等を掲示することができない
ことになっているため、あらかじめ候補者の氏名等を確認の上、
おいでくださるようお願いします。

長